

経済産業省

受託調査

## ASEAN 主要国における司法動向調査

2016 年 3 月

日本貿易振興機構（JETRO）

バンコク事務所 知的財産部

## 第2 インドネシア

### 1. 商標権関連判例・審決例

#### (1) KOPITIAM 商標取消請求訴訟 (Abdul Alek Soelystio v. Phiko Leo Putra)

##### ① 概要

再審請求者／被告：Abdul Alek Soelystio

被請求者／原告：Phiko Leo Putra

裁判所名：最高裁判所

判決番号：118 PK/Pdt.Sus-HKI/2014

判決日：2015年1月21日

##### ② 当事者

再審請求者／被告：喫茶店を営む個人

被請求者／原告：喫茶店を営む個人

##### ③ 裁判に至る経緯

再審請求者（被告）は、第43類を指定区分とし、レストラン、喫茶店等を指定役務として、インドネシア知的財産庁に登録済の以下の商標（以下「本件商標」という。）を使用して、インドネシアにおいて喫茶店を運営していた。

[本件商標]



一方、被請求者（原告）は、「Lau's Kopitiam」という標章（以下「対象標章」という。）についてインドネシア知的財産庁に対して出願を行ったが、対象標章に類似する本件商標が既に登録されていることを理由に、当該出願は拒絶された。

そこで、被請求者（原告）は、本件商標の「KOPITIAM」という用語は、喫茶店を意味する一般用語であり、商業界で幅広く用いられる公共財産である上、指定役務の説明および関連事項に過ぎないことから、他の用語を伴わずに「KOPITIAM」という用語を単独で用いた場合には識別力を欠くとし、インドネシア商標法第68条に基づき、本件商標の取消しを求める訴訟を中央ジャカルタ商務裁判所に提起した。

これに対して、再審請求者（被告）は、本件商標と要部又は全体において同一性を有する対象標章について、商標登録を行うことなく、かつ、本件商標の商標権者である再審請求者（被告）の承諾を得ずに使用していることは

本件商標の商標権侵害に該当するとして、インドネシア商標法第76条に基づき、被請求者（原告）に対して、インドネシア全土のカフェ、店舗、レストランにおける対象標章の使用差止めおよび約87億ルピアの損害賠償等を求める反訴を提起した。

第一審および上告審は、本訴および反訴の両方について、被請求者（原告）および再審請求者（被告）の請求を棄却した。そこで、再審請求者（被告）は最高裁判所に再審を申し立てた。

④ 裁判所の判断

裁判所は、本件商標の「KOPITIAM」と対象標章の「kopitiam」は発音に同一性が認められ、大文字と小文字の違いを理由に同一性を否定した原審の判断は誤りであると判示し、本件商標と対象標章の同一性を認め、被請求者による対象標章の使用は本件商標の商標権侵害に該当すると判断した。

⑤ 判決

裁判所は、被請求者による商標権侵害を認め、原審を破棄するとともに、被請求者に対して、インドネシア全土のカフェ、店舗、レストランにおける対象標章の使用差止めを命じた（但し、損害賠償請求は棄却）。

(2) Pondok Soto Endang 商標権侵害訴訟 (Endang Catur Susanty v. Agus Susanto & Anor)

① 概要

上告人／原告：Endang Catur Susanty

被上告人／被告1：Agus Susanto

被上告人／被告2：Resti Handayani

裁判所名：最高裁判所

判決番号：427 K/Pdt. Sus-HKI/2014

判決日：2014年10月28日

② 当事者

上告人／原告：飲食店を営む個人

被上告人／被告：上告人／原告の元従業員である夫妻

③ 裁判に至る経緯

上告人（原告）は、第43類を指定区分とし、レストラン、軽飲食店等を指定役務として、インドネシア知的財産庁に登録済の以下の商標（以下「本件商標」という。）を使用し、ロークスマウエ市において飲食店を運営していた。

[本件商標]



その後、上告人（原告）は、バンダ・アチェ市やプカンバル市等へ出店したが、1999年アチェ地域での紛争が悪化したため、上告人（原告）は一時的にロクスマウエ市から避難した。一方、上告人（原告）の経営する飲食店の従業員であった被上告人（被告）らは、同市にとどまることとし、上告人（原告）に対して、上告人（原告）が不在の間、本件商標を使用して飲食店の営業を継続することの許可を求めた。上告人（原告）は、上告人（原告）が同市に戻るまでの間一時的に本件商標を使用することを被上告人（被告）に認めた。

ところが、2004年に上告人（原告）がロクスマウエ市に戻り、飲食店の営業を再開しようとする中、被上告人（被告）らが、本件商標と同一の標章を用いた別の飲食店を開店していることが判明した。そこで、上告人（原告）が本件商標の商標権者であること等を示す新聞広告を掲載したところ、被上告人（被告）らは、本件商標の使用を停止し、新たに「Warung Soto Riendang」という標章（以下「対象標章」という。）を用いて飲食店の経営を継続した。

これに対し、上告人（原告）は、本件商標の「Pondok Soto」と対象標章の「Warung Soto」は地名にすぎず、インドネシア商標法に定める「商標」の定義に含まれるものではなく、他の部分である本件商標の「Endang」と対象標章の「Riendang」は要部又は全体において同一又は類似していることから、被上告人（被告）による対象標章の使用は本件商標の商標権侵害に該当するとして、インドネシア商標法第76条に基づき、被告らに対し、対象標章の使用差止めおよび損害賠償を求めて、メダン商務裁判所に訴訟を提訴した。同裁判所は上告人（原告）の請求を棄却したため、上告人（原告）は最高裁判所に上告した。

#### ④ 裁判所の判断

裁判所は、上告人は本件商標と対象標章の間に同一性があることを立証できていないとして、原審の判決を支持し、商標権侵害は認められないと判断

した。また、裁判所は、上告審の審理対象は法適用の誤り等に限定されるどころ、上告人の上告理由は事実の立証についての判断を求めており、上告審において審理することはできないと判示した。

⑤ 判決

裁判所は、原審の判決を支持し、上告人による上告を棄却する旨の判決を下した。

(3) BMW 商標取消請求訴訟 (Hendrywo Yuwijoyo v. Bayerische Motoreen Werke Aktiengesellschaft)

① 概要

上告人／被告：Hendrywo Yuwijoyo

被上告人／原告：Bayerische Motoreen Werke Aktiengesellschaft

裁判所名：最高裁判所

判決番号：79 K/Pdt. Sus-HKI/2014

判決日：2014年10月27日

② 当事者

上告人／被告：ジーンズ等の被服の製造を営む個人

被上告人／原告：自動車の製造・販売等を営むドイツ法人

③ 裁判に至る経緯

被上告人（原告）は、第4類、第9類、第12類、第14類、第16類および第18類等を指定区分として、インドネシアを含む150以上の国において以下を含むBMW関連の登録商標（以下「本件商標」という。）を有していた。

[本件商標]



一方、上告人（被告）は、第25類を指定区分とし、被服および履物を指定商品として以下の商標（以下「対象商標」という。）をインドネシア知的財産庁に登録した上で、対象商標を含む以下のラベルを製造する被服に付けて使用していた。

[対象商標]



[使用していたラベル]



そこで、被上告人（原告）は、本件商標と対象商標は要部又は全体において同一であり、上告人（被告）は悪意に基づいて対象商標の出願を行った等として、対象商標はインドネシア商標法第 4 条、第 5 条(a)および第 6 条第(1)項に違反するとして、同法第 68 条に基づき、本件商標の取消しを求める訴訟を、中央ジャカルタ商務裁判所に提起した。同裁判所は被上告人（原告）の請求を全面的に認容したため、上告人（被告）は最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、まず本件商標と対象商標は要部又は全体において同一と認められると判示した。その上で、対象商標の指定商品である被服と本件商標の指定商品である自動車は異なっており、インドネシア商標法第 6 条第(2)項は「前項(b)の規定は、別途政令で規定する要件を満たす限り、同一ではない商品又はサービスに対しても適用される」と規定しているものの、同項が要求する「別途政令」が未制定である状況においては、同項に基づく規定は存在しないと考えるのが相当であるとして、指定商品が異なる本件においてはインドネシア商標法第 6 条第(1)項(b)違反は成立せず、また上告人が悪意によって対象商標を登録したとは言えないとして、その他の条文に対する違反も成立しないと判断した。

⑤ 判決

裁判所は、上告人の主張を認め、原審の判決を破棄する旨の判決を下した。

(4) CAMPUS 商標取消請求訴訟 (Teguh Handoyo & Anor v. Kawan Kusuma Salim)

① 概要

上告人／被告 1 : Teguh Handoyo

上告人／被告 2 : Directorate of Trademark of the Intellectual Property  
Rights

被上告人／原告 : Kawan Kusuma Salim

裁判所名 : 最高裁判所

判決番号 : 25 K/Pdt.Sus-HKI/2014

判決日 : 2014 年 7 月 2 日

② 当事者

上告人／被告 1 : ノート等の製造を営む個人

上告人／被告 2 : インドネシア知的財産庁商標局

被上告人／原告 : ノート等の製造を営む個人

③ 裁判に至る経緯

上告人（被告）1 は、第 16 類を指定区分とし、紙、紙製品および事務用品を指定商品として、インドネシア知的財産庁に登録済の以下の商標および「KAMPUS」という商標（以下「本件商標」という。）を使用してノート等の製造、販売を行っていた。

[本件商標]



一方、被上告人（原告）は、「Royal Campus」という標章（以下「対象標章」という。）について、インドネシア知的財産庁に対して出願を行い、自らの製品のノートの表紙に対象標章を付して販売していた。

そこで、上告人（被告）1 は、被上告人（原告）による対象標章を付したノートの販売行為が本件商標の商標権侵害に該当するとして、インドネシア国家警察に対して通報を行った。

これに対して、被上告人（原告）は、対象標章はインドネシア知的財産庁に商標登録されておらず、また本件商標とは要部又は全体において同一性を有しないことから、被上告人（原告）の行為は本件商標の商標権を侵害するものではないと反論し、更に本件商標は一般名称にすぎず、識別力を欠くとして、インドネシア商標法第 68 条に基づき、本件商標の取消しを求めて、中央ジャカルタ商務裁判所に訴訟を提起した。

同裁判所は、本件商標は一般名称であり、識別力を有していないとして、上告人（被告）2 に対して本件商標の取消しを命じる判決を下した。そこで、上告人（被告）らは最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、本件商標は一般的に使用される用語であり、他の用語と共に用いられる場合を除いて、識別力を持たないとし、このように広く公衆に利用されている名称につき商標登録を認めることは、他者の権利を侵害し、公序良俗に反すると判示した。また、本件商標は学問に関係する場所又は環境を意味する用語であり、筆記用具という特定物と密接に結びついているため、筆記用具を指定商品として本件商標の登録を認めることは消費者に対して混乱や戸惑いを発生させるとし、上告人 1 は善意の商標権者とは言えず、その権利は保護に値しないと判断した。

⑤ 判決

裁判所は、上告人 2 に対して本件商標の取消しを命じた原審の判決を支持し、上告人らによる上告を棄却する旨の判決を下した。

(5) BIORF 商標取消等請求訴訟 (PT. Sintong Abadi v. Kao Corporation & Anor)

① 概要

再審請求者／被告：PT. Sintong Abadi

被請求者／原告 1：Kao Corporation

被請求者／原告 2：Directorate of Trademark of the Intellectual Property Rights

裁判所名：最高裁判所

判決番号：127 PK/Pdt. Sus-HKI/2013

判決日：2014 年 3 月 5 日

② 当事者

再審請求者／被告：パームオイル製品、スキンケア用品等の製造・販売を営むインドネシア法人

被請求者／原告 1：洗剤、化粧品、食品等の製造・販売を営む日本法人

被請求者／原告 2：インドネシア知的財産庁商標局

③ 裁判に至る経緯

被請求者（原告）1 は、インドネシアを含む世界各国において、第 3 類を指定区分とし、石鹸、化粧品、シャンプー等を指定商品として登録済の以下の商標（以下「本件商標」という。）を保有している。

[本件商標]

# BIORE

一方、再審請求者（被告）は、第 3 類を指定区分とし、石鹸、化粧品、シャンプー等を指定商品として以下の商標（以下「対象商標」という。）をインドネシア知的財産庁に登録した。

[対象商標]

# BIORF

被請求者（原告）1 は、対象商標と本件商標はともに 5 文字であり、最初の 4 文字は配列およびフォントも含めて同一である上、指定区分および指定商品も重複していることから、対象商標は登録商標および周知商標である本件商標と要部又は全体において同一であり、かつ、再審請求者（被告）は悪意によって対象商標を登録しているため、対象商標はインドネシア商標法第 4 条、第 5 条(a)、第 6 条第(1)項により登録が認められないとして、同法第 68 条に基づく対象商標の取消しおよび同法第 76 条に基づく対象商標の使用停止等を求めて中央ジャカルタ商務裁判所に訴訟を提起したが、同裁判所は被請求者（原告）1 の請求を全て棄却した。

そこで、被請求者（原告）1 が最高裁判所に上告したところ、最高裁判所は両商標の同一性が認められるとして、原審の判決を破棄し、対象商標の取消しを命じる旨の判決を下した。そこで、再審請求者（被告）は、最高裁判所に再審請求を行った。

#### ④ 裁判所の判断

裁判所は、中央ジャカルタ商務裁判所と同様に、商標の同一性の判断には発音が重要な判断要素になるとし、両商標の発音には相違があることから、消費者が両商標を誤認、混同するおそれはなく、両商標を区別することが出来ると判示した。その上で、裁判所は、同一性の判断には特定の部分の同一性を重視せず、消費者に与える全体としての印象を重視すべきであるとし、本件においては「BIO」という部分が共通しているのみであり、「BIO」とは「生」という意味の一般的名称に過ぎず、両商標の最後の部分である「RE」と「RF」が異なっていることから、本件商標と対象商標は要部又は全体において同一性を有しているとは言えず、また、再審請求者が悪意によって対象

商標を登録したとする証拠はなく、悪意によって対象商標を登録したとは認められないと判断した。

⑤ 判決

裁判所は、再審請求者の主張を認容し、対象商標の取消しを命じた原判決を破棄する旨の判決を下した。

(6) WARA WARA 商標取消請求訴訟 (Monteroza v. Arifin Siman)

① 概要

上告人／原告：Kabushki Kaisha Monteroza

被上告人／被告：Arifin Siman

裁判所名：最高裁判所

判決番号：491 K/Pdt. Sus-HKI/2013

判決日：2013年12月9日

② 当事者

上告人／原告：飲食店を営む日本人

被上告人／被告：飲食店を営む個人

③ 裁判に至る経緯

被上告人（被告）は、2002年9月23日、第43類を指定区分とし、飲食提供、ケータリング、カフェサービス等を指定役務として以下の商標（以下「対象商標」という。）をインドネシア知的財産庁に登録した。

[対象商標]



これに対し、上告人（原告）は、2012年12月、第43類を指定区分とし、レストランサービス等を指定役務として以下の商標（以下「本件商標」という。）をインドネシア知的財産庁に対して出願を行うとともに、本件商標は日本で長年にわたって使用されていることから著名商標に該当し、被上告人（被告）の行為は本件商標の著名性を不当に利用する目的で行われたことは明白であり、対象商標の登録はインドネシア商標法第4条および第6条第(1)項に違反するとして、同法第68条に基づき、対象商標の取消しを求める訴訟を中

央ジャカルタ商務裁判所に提起した。

[本件商標]



同裁判所は、本件商標が著名商標であるとは認められず、また商標取消訴訟の提訴期間である 5 年を経過している等として、上告人（原告）の請求を棄却した。そこで、上告人（原告）は最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、原審の判決を支持し、対象商標はインドネシア商標法第 24 条所定の先願主義の要件を充足していることから、対象商標の取消しは認められないと判断した。また、上告人の主張は、原審の適正な判示部分の繰り返しに過ぎず、かつ、事実の評価に関するものであり、係る事項は上告審の審理対象となるものではないと判示した。

⑤ 判決

裁判所は、原審の判決を支持し、上告人による上告を棄却する旨の判決を下した。

[執筆協力]

TMI Associates(Singapore) LLP

[発行]

日本貿易振興機構 (JETRO)

バンコク事務所 知的財産部

TEL: +66-2-253-6441

FAX: +66-2-253-2020

2016年3月発行 禁無断転載

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。